



# 佐賀県公報

平成17年  
9月30日  
(金曜日)  
第 12662号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目 次

◎市町村合併に伴う佐賀県規則の整理に関する規則

(一二九・市町村課) 一

○区域内特定養殖業者の同意の適合

(四九六・生産者支援課) 三

○佐賀県森林病害虫等防除事業補助金交付要綱の一部改正

(四九七・林業課) 三

○吉野ヶ里歴史公園の入園料等を免除する日

(四九八・まちづくり推進課) 四

○市町村の廃置分合に伴う佐賀郡、神埼郡及び佐賀市の人口

(四九九・市町村課) 四

## 公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

(県民協働課) 四

○換地処分届出

(まちづくり推進課) 四

( 〃 ) 四

○開発行為に関する工事の完了

(総務法制課) 五

○公印の登録

(告示・一二) 五

◎佐賀県文化財の解除

## 公布された規則のあらまし

○市町村合併に伴う佐賀県規則の整理に関する規則(第一二九号)

1 地方自治法の規定に基づき、平成一七年一〇月一日に佐賀市に係る合併が行われることに伴い、関係する次の佐賀県規則について、所要の改正を行うこととした。

- (1) 佐賀県職員研修所設置規則(第一条関係)
  - (2) 佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則(第二条関係)
  - (3) 佐賀県工業技術センター管理規則(第三条関係)
  - (4) 佐賀県土木事務所設置規則(第四条関係)
  - (5) 佐賀県農林事務所管理規則(第五条関係)
  - (6) 建築基準法施行細則(第六条関係)
  - (7) 佐賀県営住宅条例施行規則(第七条関係)
- 2 この規則は、平成一七年一〇月一日から施行することとした。

## ○ 規 則

市町村合併に伴う佐賀県規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成十七年九月三十日

佐賀県知事 古川 康

### ●佐賀県規則第一百二十九号

市町村合併に伴う佐賀県規則の整理に関する規則

(佐賀県職員研修所設置規則の一部改正)

**第一条** 佐賀県職員研修所設置規則(昭和五十四年佐賀県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「佐賀郡大和町」を「佐賀市」に改める。

(佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部改正)

**第二条** 佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則(平成十五年佐賀県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第四の第一号中「諸富町」及び「大和町(県道小城北茂安線以南の地域に限る。)」を削り、同表の第三号の表のイの項中「全域」を「地域(大和町に係る区域を除く。)」に改め、「諸富町」を削り、同表のロの項中「大和町のうち県道小城北茂安線以南の地域」を削る。

(佐賀県工業技術センター管理規則の一部改正)

**第三条 佐賀県工業技術センター管理規則（昭和三十七年佐賀県規則第九十号）**

の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「佐賀郡諸富町」を「佐賀市」に改める。

**(佐賀県土木事務所設置規則の一部改正)**

第四条 佐賀県土木事務所設置規則（昭和二十九年佐賀県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項の用地第三課の分掌事務中「並びに佐賀郡大和町及び富士町」

を削る。

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第二項を次のように改める。

**(所管区域の特例)**

2 平成十七年十月一日から平成十八年三月三十一日までの間は、第四条第

二項の用地第三課の分掌事務中「佐賀市（国道三十四号以北の地域に限る。）

とあるのは「佐賀市（国道三十四号以北の地域で旧三瀬村の区域を除く地  
域に限る。）」と、別表の佐賀土木事務所の項中「佐賀市の区域」とあるの  
は「佐賀市の区域（旧三瀬村の区域を除く。）」と、同表の神埼土木事務所  
の項中「神埼郡の区域」とあるのは「佐賀市の区域（旧三瀬村の区域に限  
る。） 神埼郡の区域」とする。

**(佐賀県農林事務所管理規則の一部改正)**

第五条 佐賀県農林事務所管理規則（昭和四十年佐賀県規則第五十一号）の一  
部を次のように改正する。

第四条第四項の農地整備第一課の分掌事務中「多久市及び佐賀郡大和町」  
を「及び多久市」に改める。

**(建築基準法施行細則の一部改正)**

第六条 建築基準法施行細則（昭和三十六年佐賀県規則第十四号）の一部を次  
のように改正する。

第八条の二の表を次のように改める。

**(佐賀県営住宅条例施行規則の一部改正)**

**第七条 佐賀県営住宅条例施行規則（平成九年佐賀県規則第五十三号）**の一部  
を次のように改正する。

**別表第一中**

区 域			垂直積雪量
唐津市	（旧厳木町、旧相知町及び旧肥前町を除く。）	鹿島市	○・二〇メートル
小城市	（芦刈町に限る。）	川副町	東与賀町
玄海町	白石町	太良町	久
鳥栖市	唐津市（旧厳木町、旧相知町及び旧肥前町に限る。）	伊万里市	○・一五メートル
武雄市	小城市（芦刈町を除く。）	三田川町	神埼町
有田町	東脊振村	基山町	みや
西有田町	北方町	上峰町	き町
大町町	江北町	江北町	嬉野町
脊振村	塩田	塩田	町
多久市	七山村	山内町	○・三〇メートル
脊振村			○・四〇メートル

小 城 県営住宅	小城市	唐津市
山 庫 県営住宅	"	伊万里市
山 庫 県営住宅	"	武雄市

に、を

を

に改める。

**附 則**

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

○ 告 示

●佐賀県告示第四百九十六号

次の加入区及び区域に係る漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百二十五条の六第三項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による区域内特定養殖業者の同意があつた旨の届出は、同法百一十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成十七年九月三十日

佐賀県知事 古川康

加入区の名称	区域
特定養殖千代田加入区	千代田町漁業協同組合の行使する漁場の区域
特定養殖諸富加入区	諸富町漁業協同組合の行使する漁場の区域
特定養殖早津江加入区	早津江漁業協同組合の行使する漁場の区域
特定養殖大詫間加入区	大詫間漁業協同組合の行使する漁場の区域
特定養殖南川副加入区	南川副漁業協同組合の行使する漁場の区域
特定養殖犬井道加入区	犬井道漁業協同組合の行使する漁場の区域
特定養殖広江加入区	広江漁業協同組合の行使する漁場の区域
特定養殖東与賀加入区	東与賀町漁業協同組合の行使する漁場の区域
特定養殖佐賀市加入区	佐賀市漁業協同組合の行使する漁場の区域
特定養殖久保田加入区	久保田町漁業協同組合の行使する漁場の区域
特定養殖芦刈加入区	芦刈漁業協同組合の行使する漁場の区域
特定養殖福富加入区	福富町漁業協同組合の行使する漁場の区域
特定養殖白石町北明加入区	白石町北明漁業協同組合の行使する漁場の区域
特定養殖新有明加入区	新有明漁業協同組合の行使する漁場の区域 (旧鹿島漁業協同組合の行使する漁場の区域)
特定養殖龍王加入区	龍王漁業協同組合の行使する漁場の区域
特定養殖鹿島加入区	鹿島市漁業協同組合の行使する漁場の区域 (旧鹿島町漁業協同組合の行使する漁場の区域)

●佐賀県告示第四百九十七号

佐賀県森林病害虫等防除事業補助金交付要綱（昭和五十三年佐賀県告示第五百七十七号）の一部を次のように改正する。

平成十七年九月三十日

佐賀県知事 古川康

第三条第二項及び第六条第二項中「一部」を「一部」に改め。

別表の県単独事業の特別伐倒（全木焼却）駆除の項の次に次のように加える。

松毛虫駆除 る駆除を適当とする場合のくん煙剤を含む。)	・薬剤費
	・薬剤散布費
	・事業雑費
	4分の2 ・諸経費

別表の注の2中「並びに東松浦郡浜玉町、七山村、厳木町、相知町、北波多村、肥前町、玄海町、鎮西町及び呼子町」を「及び東松浦郡玄海町」に改める。  
この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の佐賀県森林病害虫等防除事業補助金交付要綱の規定は、平成十七年度の補助金から適用する。

附 則

特定養殖鹿島加入区

特定養殖鹿島町加入区	鹿島市漁業協同組合の行使する漁場の区域 (旧鹿島町漁業協同組合の行使する漁場の区域)
特定養殖七浦加入区	鹿島市漁業協同組合の行使する漁場の区域 (旧七浦漁業協同組合の行使する漁場の区域)
特定養殖多良本部加入区	たら漁業協同組合の行使する漁場の区域 (旧多良本部漁業協同組合の行使する漁場の区域)
特定養殖太良中央加入区	たら漁業協同組合の行使する漁場の区域 (旧太良中央漁業協同組合の行使する漁場の区域)

## ●佐賀県告示第四百九十九号

佐賀県立都市公園条例（昭和三十六年佐賀県条例第111号）第十条第五項に規定する知事が別に定める由を次のとおり定めた。

平成十七年九月三十日

年　月　日	免除する使用料等
平成一七年十月一日	入園料及び駐車場の使用料
平成一七年十月二十一日	入園料及び駐車場の使用料

## ○佐賀県告示第四百九十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百七十六条第一項第一項及び第二百七十七条第一項の規定により、平成十七年十月一日から佐賀市、佐賀郡諸富町、同郡大和町、同郡富士町及び神埼郡三瀬村を廃し、その区域をむいて佐賀市を設置する場合の佐賀郡、神埼郡及び佐賀市の人団を、次のとおり公示す。

平成十七年九月三十日

佐賀県知事　古川康

佐賀郡　三四〇、一九二一人  
神埼郡　四九、六九〇人  
佐賀市　一〇八、七八二一人

## ○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成17年11月15日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提

供窓口）において縦覧に供する。

平成17年9月30日

佐賀県知事　古川康

1 申請のあった年月日

平成17年9月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称　特定非営利活動法人　文化フォーラム・サライ
- (2) 代表者の氏名　田中　智夫
- (3) 主たる事務所の所在地

佐賀県唐津市相知町中山4526番地第2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、これから地域社会の主役と扱い手は、そこに暮らす地域住民であるとの認識のもと、特定非営利活動促進法の理念にある活動を通じ地域社会に寄与すると同時に、不特定多数の者のために、豊かで活力ある地域社会を創造することを目的とする。

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、大和町小川東地区画整理組合 理事長 大石正明から換地処分を行った旨の届出があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告します。

平成17年9月30日

佐賀県知事　古川康

1 土地区画整理事業の名称

大和町小川東地区画整理事業

2 換地処分の完了年月日

平成17年9月8日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為

に関する工事の完了を次のとおり公報します。

平成17年9月30日

佐賀県知事 古川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称  
鳥栖市藏上町字藏本507番7

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
鳥栖市藏上町507番1  
久佛暉美

次の公印は、平成17年9月30日をもって登録しました。

平成17年9月30日

佐賀県知事 古川 康



電算出力専用  
佐賀県総合  
福祉センター印

### ○ 総合委員会事項

#### ◎ 佐賀県教育委員会指示第十一号

佐賀県文化財保護条例（昭和五十一年佐賀県条例第二十二号）第五条第五項の規定により、次の表に掲げる佐賀県重要文化財の指定（昭和五十年佐賀県教育委員会告示第一号及び昭和六十一年佐賀県教育委員会告示第一号）について、  
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定がなされたので、佐賀県重要文化財の指定は解除された。

平成十七年九月三十日

佐賀県教育委員会

委員長 杉町誠一郎

記号番号	種別	名 称	員数	所在 地	所有者	解除年月日
重第三十 八号	佐賀県重 要文化財 (建造物)	武雄温泉楼門 附一 棟札	一棟	武雄市武雄 町大字武雄 七四二七番 地一	武雄温泉 株式会社	平成一七年 七月二二日
重第一百三 号	佐賀県重 要文化財 (建造物)	大正三年 の記のあ るもの 一一 設計図	一枚	六枚	武雄温泉新館	平成一七年 七月二二日
					武雄市武雄 町大字武雄 五五〇番地	
					武雄温泉 株式会社	

申購  
込読  
料先

一か年二八、八〇〇円(送料共)  
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年九月三十日印刷及び発行者  
佐賀県知事 古川康行

印刷所  
毎週月曜日  
株古川総合印刷